

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第8回)

日時：令和2年4月26日（日）14：30～
場所：大会議室

1 開会

2 感染者の発生について

3 今後の対応について

4 その他

5 閉会

岡山県公表資料

第2報 4月26日 10時時点
(第1報からの修正箇所は下線のとおり)

令和2年4月26日

課名 岡山県新型コロナウイルス
感染症対策本部
担当 感染症班 濱田、山西、浜辺
内線 3719、3705
直通 086-226-7960

県内での新型コロナウイルス感染症患者の発生について (県内21例目)

本日、県内で新型コロナウイルスの感染者が1名確認されました。県内で、新型コロナウイルス感染症の患者発生が確認されたのは21人目です。

県では、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行い、感染拡大防止に努めてまいります。

1 患者の概要

- (1)年 代 50代
(2)性 別 女性
(3)居住地 津山市
(4)職 業 パート職員(販売員)

2 症状・経過

- 4月13日 熱感あり
4月14日 解熱
4月20日 発熱(38.0度)
4月21日 医療機関を受診
4月22日 医師が新型コロナウイルス感染症を疑ったため帰国者・接触者外来を受診。
胸部 CT で肺炎像を認めた。
4月24日 PCR 検査を実施、陽性と判明
4月25日 感染症指定医療機関に入院予定

3 行動歴(詳細は調査中)

- 発症前2週間以内に県外訪問歴なし
4月11日 出勤(仕事中はマスク着用)
4月12日～ 医療機関受診以外は概ね自宅で過ごす(外出時はマスク着用)。

4 濃厚接触者の状況

- (1)同居の家族: 4月25日の PCR 検査の結果、1名は陽性(倦怠感あり)、1名は陰性(微熱あり)
(2)別居の家族: 4月25日の PCR 検査の結果、2名とも陰性(いずれも症状なし)

風評被害・誹謗中傷の防止や個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう格段のご配慮をお願いします。また、施設等への取材はご遠慮いただきますようお願いします。

課名 岡山県新型コロナウイルス
感染症対策本部
担当 感染症班 濱田、山西、浜辺
内線 3719、3705
直通 086-226-7960

県内での新型コロナウイルス感染症患者の発生について (県内22例目)

昨日、県内で新型コロナウイルスの感染者が1名確認されました。県内で、新型コロナウイルス感染症の患者発生が確認されたのは22人目です。

県では、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行い、感染拡大防止に努めてまいります。

1 患者の概要

- (1)年 代 50代
- (2)性 別 男性
- (3)居住地 津山市
- (4)職 業 自営業
- (5)その他 県内21例目の配偶者

2 症状・経過

- 4月19日～ 鼻汁あり
- 4月20日～ 倦怠感あり
- 4月25日 県内21例目の濃厚接触者として、PCR検査を実施し、陽性と判明
- 4月26日 感染症指定医療機関に入院

3 行動歴(詳細は調査中)

- 4月17日～ 主として自宅と仕事場を往復(マスク着用)

4 濃厚接触者の状況

- (1)別居の家族:3名 症状なし PCR検査実施予定
- (2)その他 :現在調査中(必要に応じてPCR検査実施を検討)

風評被害・誹謗中傷の防止や個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう格段のご配慮をお願いします。また、施設等への取材はご遠慮いただきますようお願いします。

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口 実施状況

(令和2年4月20日から25日の6日間)

相談合計

167件(1日平均 約28件)

主な相談内容

- ①感染不安 43件
- ②給付金関係 35件
- ③その他 31件

4月24日(感染確認前)と25日(感染確認後)の相談内容の比較

相談内容	4月24日	4月25日
1 感染不安	1	28
2 受診相談	1	3
3 イベント等	3	1
4 資機材(マスク・消毒液・ティッシュ他)		1
5 風評・偏見等		2
6 対応・予防(消毒配置や普及啓発、市・国・県の対応)		1
7(健康に関すること)その他		2
8 学校に関すること		
9 幼稚園・保育園		1
10 事業者向け対応	2	1
11 産業支援センター	1	1
12 納税関係	1	
13 悪質商法		
14 給付金関係	10	1
15 その他	3	20
合計	22	62

※24日(感染確認前)は給付金関係の相談が多く、25日(感染確認後)は感染不安に関するものが多い結果となっている。

配偶者からの暴力を理由に避難している方の

申出の手続きについて

環境福祉部

特別定額給付金事業において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計別にし、事情により令和2年4月27日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は「申出書」を提出することで給付金を受取ることができます。

◎申出期間 令和2年4月24日から4月30日まで

◎申出書 市民窓口課のほか、総務省ホームページなどで入手

- ※添付書類
- ・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書
 - ・保護命令決定書の謄本又は正本

◎申請先 お住まいの市町村

手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主からの申請があつても支給しない。

配偶者からの暴力を理由に避難している方 の申出の手続き

- 申出期間中（令和2年4月24日から4月30日まで）に、
今お住まいの市区町村の特別定額給付金担当窓口へ「申出書」を提出してください。
 - ※ 「申出書」は、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出るものです。
 - ※ 「申出書」は、お住まいの市区町村窓口のほか、婦人相談所や総務省ホームページなどで入手できます。
 - ※ 令和2年4月30日を過ぎても、「申出書」を提出することはできます。
- 「申出書」には、配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。
 - ・ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書
 - ・ 保護命令決定書の謄本又は正本
 - ※ 同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。
 - ※ 令和2年4月28日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市区町村において確認がとれるため、上の書類は必要ありません。
- 「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に記入された、今お住まいの住所等の情報は知らせません。
- 特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。
- 詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。

総務省特別定額給付金室 作成

新型コロナウイルス感染拡大防止のための

窓口混雑緩和へのご協力について

税務部

環境福祉部

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、住民票の交付などは、郵送などによる手続きをご利用ください。

また、来庁される場合は、マスクの着用、手洗い、席上チケットを徹底していくなど、感染予防にご協力ください。

税・住民票・戸籍・印鑑証明

郵送による手続き

所得証明・納税証明等の郵便請求

郵送による転出届

住民票の郵便請求

戸籍証明書の郵便請求

戸籍附票の郵便請求

身分証明書・独身証明書の郵便請求

コンビニエンスストアでの手続き（マイナンバーカードをお持ちの方）

住民票・印鑑証明・個人の所得課税証明の交付

消費生活相談センター（市民相談窓口）

電話での相談をお願いします。

直通電話 0868-32-2056

今後の対応について

津山市教育委員会

津山市内で4月24日（金）～26日（日）に新型コロナウイルスの感染者が2人確認されました。

これを受け、幼稚園長、小中学校長には感染防止のため、幼児、児童生徒の外出の自粛等の正しい行動を再度周知徹底するとともに、風評に惑わされず冷静な行動をとるよう呼びかけること、子どもたちの心のケアを適切に行うことを行ふことを要請いたします。

あわせて、各家庭にも、子どもたちの不安に寄り添い、感染防止・冷静な行動に努めていただくよう協力を願いします。